

## 西園寺家所蔵「河瀬清貞山城国美豆牧代官職請文」について

徳仁親王

### 一 はじめに

学習院大学史料館が平成八年に西園寺公友氏より寄託された史料中に、新出の寛正六年（一四六五）五月十日付の河瀬弾正忠清貞による西園寺家領山城国美豆牧の代官職の請文（以下「河瀬清貞請文」と略記）が存在する。

本史料は、この時期の西園寺家当主の日記「実遠公記」が、寛正五年正月六日以降文明十一年（一四七九）までを欠失している中において、室町後期における西園寺家領の代官請負の実態を伝える貴重なものである。そこで、本稿では、「河瀬清貞請文」の史料紹介に主眼を置きつつ、西園寺家とともに美豆牧を領有する三条西家の例も視野に入  
れながら、西園寺家と美豆牧との関係を請負代官を中心に考察していきたいと思う。<sup>1)</sup>

## 二 西園寺家・三条西家と美豆牧

『久御山町史』一によれば、美豆牧は木津川・宇治川・桂川の合流する付近に位置し、宇治川を挟み、美豆（京都市伏見区）・久御山町の北川顔、藤和田のあたりに比定されている。<sup>(2)</sup> 美豆牧は、もともと朝廷の馬の飼養にあたった左馬寮に属する放牧地であったが、西園寺家は、御厩別当になることにより、この牧を支配することとなった。西園寺家において御厩別当になったのは、保安年間（一一二〇～一二四）の通季が最初といわれる。その後、中絶の時期はあったものの、承久の乱以後、西園寺実氏が鎌倉幕府の意向によって御厩別当となって以来、西園寺家による領有が続いた。<sup>(3)</sup>

南北朝末期、西園寺実俊の次男公兼が分家して西園寺京極家が成立し、所領が分割されたようである。応永三年（一三九六）三月二十七日付の管領斯波義将奉書に、鳥羽十三ヶ荘・魚市・同下司職・美豆牧等について、西園寺家が下地の三分の二、京極家は三分の一を領有していたことが明記されている。<sup>(4)</sup> その後、京極家では、公兼の子、実敦が父に先立ち死去したため、実敦の子、実光（後に実種と改名）が家督を継いだ。しかしながら、実光は將軍義教の怒りに触れ、永享二年（一四三〇）十二月下旬に所領を没収されて、それが三条西公保へ与えられたのである。以後、西園寺家と三条西家との間で、かつての西園寺家と西園寺京極家と同様、西園寺家が三分の二、三条西家が三分の一の割合で下地を領有することになった。<sup>(5)</sup>

## 三 西園寺家代官による美豆牧支配

西園寺家領美豆牧における請負代官の初見は、「公名公記」嘉吉元年（一四四二）八月三日条により知られる西室大夫である。同日条の記述によれば、先年、美豆牧・鳥羽十三ヶ荘の代官を將軍足利義教の入口により、西室大夫に仰せ付けた。しかし、年貢を押妨したこともあって、義教が殺された直後の嘉吉元年七月十六日に直務としたのだといふ。<sup>(6)</sup>ところが、同年八月二十四日には、美豆牧・鳥羽十三ヶ荘の代官をもとのとおり西室大夫にするように、管領細川持之が口入し、その結果、鳥羽十三ヶ荘は直務のままであったが、美豆牧のみは西室大夫による代官支配となつた。<sup>(7)</sup>嘉吉二年六月、美豆牧は再び直務となっている。しかしながら、七月二十日に管領畠山持国の被官人誉田全宝が西室大夫との契約と称して美豆牧の代官職を競望したため、公名は、持国の一族能登守護家の畠山義忠に依頼して、持国から命じて全宝の競望を止めさせることで事無きを得た。<sup>(8)</sup>西室大夫の改替及び誉田全宝の代官職の競望は、六月二十九日をもって管領が細川持之から畠山持国にかわつたことに連動していると思われる。なお、翌嘉吉三年六月一日には美豆牧・鳥羽十三ヶ荘直務の奉書が到来している。<sup>(9)</sup>

それでは、美豆牧の代官職を請負った西室大夫とはいかなる人物であろうか。西室大夫は、もと東大寺西室の納所であり、私的に金融を行い巨額の富を得た人物で、『大乘院日記目録』の永享十三年（一四四一）六月二十五日条に「西院大夫法眼見賢」と見える。永享八年には將軍義教を宿所に迎え、猿楽を披露しており、その様子を伝え聞いた貞成親王は『看聞日記』に「大名之振舞」と記している。<sup>(10)</sup>その後西室大夫は、義教が暗殺されるとともに没落し、<sup>(11)</sup>奈

良に逃れるが、興福寺の焼き討ちにあう。その折りの奈良中の所々から興福寺唐院に接收された錢貨は約一万四千四百二十五貫文であり、他にも、京都・坂本などに料足十余万貫を有していたという。奈良を追われた彼は、細川持之をたより、京都に赴き、美豆牧の代官職におさまったわけである。<sup>(12)</sup> なお、西室大夫については、永島福太郎氏に論考があり、「一下級僧徒から身を起し、富の蓄積によって金融を業とし、その財力によって時の政権者に結びつき、成(或カ)は権門に出入して、政治面にまで乗出した」人物と評されている。

美豆牧に関する西園寺家の記録は、嘉吉三年以降しばらく途絶え、次に、美豆牧があらわれるのは、「河瀬清貞請文」の書かれた五年前、長祿四年(一四六〇)に西園寺家諸大夫に配分された美豆牧の収入分が記された「長祿四年給分請取状」である。<sup>(13)</sup> ここで収入配分が「月宛」と記されていることから、長祿四年の段階でも美豆牧は代官請負であったと思われる。そこで、次に「河瀬清貞請文」の検討に移りたい。

#### 四 河瀬清貞について

「河瀬清貞請文」は楮紙に書かれ、縦三十五・九センチ、横五十二・九センチで、安永二年(一七七三)に補修されたと見られ、もともと端裏に当たっていた部分が切断され、袖に貼り継いだ上で裏打ちがされていた。<sup>(15)</sup> 全文は以下の通りである。

〔表打端書〕  
〔西園寺家御領山城国美豆御牧御代官職事 至安永二年三百九年〕

〔端書〕  
〔美豆力〕  
〔牧河瀬彈正請文〕

西園寺家御領山城国美豆御牧

預申  
御代官職事

此外祭礼要脚貳拾五

合參佰貫文者

八幡灯明料拾貫文沙汰

一夏分御月充拾貫文自上月残増分玖拾貫文六月中可皆濟事、

一秋分御月充拾貫文自上月残増分十月廿貫文可〔備濟事力〕

一長日人夫一人可召進事、

一臨時人夫隨御用毎月可召進事、

一点馬〔區〕隨御用可召進事、

一芋洗御肴魚毎月可執進事、

一御茶肆百五拾袋可執進事、

一八朔御要御馬代沫貫五百文可進事、

右在所御年貢事、請切申之上者、毎年不謂旱

儀可致其沙汰、雖然万々国平均旱水之時者、以上使致糺明、隨

其左右可申子細者也、涯分又致興行御公平、令出来

其実否可増申請口、如期乍申定、万一未進〔備慮力〕

之儀有之者、雖何時可被召放御代官職、其時不可申  
入一言之子細者也、仍請文之狀如件、

寛正六年五月十日

河瀬彈正忠

清貞(花押)

向栄庵

景□(花押)

はじめに、代官職を請負った河瀬清貞なる人物について考察したい。河瀬については、人物の特定はできないものの、同時代史料に幾例か見いだすことができる。すなわち、『建内記』文安四年(一四四七)二月二十五日条に、飯尾肥前入道の使者である川瀬が万里小路時房のもとに赴いている記事が見える。飯尾肥前入道は名を為種、嘉吉元年に出家し、法名は永祥、室町幕府奉行人であり、奉行衆の筆頭である公人奉行に任ぜられ、評定衆を許された人物である。

また、『菅浦文書』には、菅浦、大浦による、日指・諸河の領有をめぐる争論に関する年末詳の文書に、<sup>(16)</sup>「肥州之内候川瀬」とあり、田中克行氏は、この文書の年代を文安四年と推定し、川瀬を飯尾永祥の内者として<sup>(17)</sup>いる。おそらく、両史料に見える川瀬は同一人物であろう。ちなみに、万里小路家では、飯尾永祥の内者、小倉小三郎なる人物を、同家領尾張国六師荘代官職に補することとしていたが、小倉が、約束された本所への進納額を納められないという経済力不足のために実現しなかつた。<sup>(18)</sup>したがって、同じ公家である西園寺家でも飯尾永祥の内者が代官職を請負うことが

おこつても強ち不思議ではなからう。<sup>(19)</sup>

一方の向榮庵景□については、手がかりはなく未詳であるが、請人の可能性もあるように思われる。<sup>(20)</sup> なお、寛正六年五月十日にこのような請文が発せられた背景については不明である。

## 五 代官請負にともなう負担内容について

「河瀬清貞請文」には、代官の請負いにあたり、代官が負担した内容が列記されている。以下、時期的な隔たりはあるものの、三条西家領美豆牧における代官の負担内容と比較しつつ論を進めていきたい。

まず、請負い額について、三百貫文とあるが、これが美豆牧の年貢の総額であろう。これは、同時代の他の公家領に比しても高額であるといえよう。<sup>(21)</sup>

ここで、三百貫文に加えて、八幡灯明料十貫文が存在することに注目したい。この点に関して、小野晃嗣氏は、先に述べた、西園寺家領の淀魚市における「長禄四年給分請取状」を例に、配分錢の一部が石清水八幡宮の灯明料として差し引かれている事実に着目し、これを石清水八幡宮が淀に所領を持っていたことに求めた。<sup>(22)</sup> 美豆牧の場合はどうか。長禄三年（一四五九）十一月十日付の管領細川勝元施行状に美豆牧内にある藤輪（和）田の地名が所領として見えることから、美豆牧内に石清水八幡宮の所領が存在したことが考えられる。<sup>(23)</sup> また、「実遠公記」寛正二年（一四六一）八月十五日条に依れば、西園寺家領淀魚市ならびに美豆牧中村のことで石清水の神人が嗾訴を行った事が見え、美豆牧と石清水との間に何らかの所領をめぐる争いが生じたことが示唆されよう。いずれにせよ、美豆牧代

官を請負った代官が美豆牧の年貢以外に石清水への負担金をかかえていた点が注目される。

以下、便宜的に、「河瀬清貞請文」の簡条順に番号を付し、考察を進めていきたい。「河瀬清貞請文」に依れば、西園寺家では、寛正六年に美豆牧の年貢は夏分として正月から六月までは月充十貫文、残る増分九十貫文については六月中に皆済と第一条に記され、第二条の秋分としての七月から十二月までの月充もそれぞれ十貫文で、残る増分については、十月が二十貫文、十二月が四十貫文と見え、金額が欠損している十一月については、年貢の三百貫文から以上を差し引いた三十貫文と記されていたものと思われる。

第三条及び第四条において、西園寺家領美豆牧では、長日人夫一人が召し進められ、また、毎月臨時の人夫も必要に応じて進められることとなっている。ここで、「管見記」八十一の年未詳の「御隨身等下行関係文書」の「人夫伝馬事」中に、「美豆御牧 人夫廿人 伝馬七疋」と見える点に注目したい。<sup>(24)</sup>この文書は、おそらくは、応永二十七年(一四二〇)正月の西園寺美永の内大臣任官の折りの拝賀の行列を構成した隨身や経費の明細書と思われる。ここでは、拝賀の儀式に、美豆牧から人夫と伝馬が徴収されていたことが分かる。ちなみに、人夫の数については、美豆牧の二十人以外では、上豊田荘が三人、石原荘一人、宇治真木殿二人、吉富郷一人で美豆牧からの人夫の数がぬきんでている。また、これらの「人夫伝馬事」の記述に続き、「此外美豆并石原庄長役二人」と見え、美豆牧及び石原荘から「長役」各一人ずつが徴されたことがわかる。先の「河瀬清貞請文」第三条にある「長日人夫」の詳細は不明であるが「長役」と同一のものではなからうか。一方の三条西家では、毎月三日役と称して、数人の人夫が三条西家へ出頭して、堀さらい、築地修理、薪炭運搬などの雑役に服していた。<sup>(25)</sup>例えば、『実隆公記』によれば、明応七年(一四九八)五月二十三日には、三条西家領御牧(美豆牧)の人夫三人が上落し、砂の運搬に携わっている。

第五条の「点馬随御用可召進事」と記されていることについて、「点」は「伝」の宛字と思われる。すなわち先の



「御隨身等下行関係文書」の「人夫伝馬事」の中に、美豆牧から人夫二十人に加えて、伝馬七疋が供出されるという人夫と伝馬がいわばセットになってでてくることから、「河瀬清貞請文」にも人夫の項目に引き続き伝馬の項目があってもおかしくはなからう。<sup>(26)</sup> ちなみに、「御隨身等下行関係文書」では、伝馬は、美豆牧・上豊田荘・石原荘でそれぞれ七・二・一疋の割合であり、美豆牧からの割合が人夫の供出量同様高い。宇治真木殿、吉富郷は、人夫はだしであるが、伝馬の供出は見えない。なお、三条西家領美豆牧における伝馬の史料は見あたらない。

第六条については、「芋洗」という具体的な地名が記されていることに注目したい。芋洗は、鎌倉時代より見える地名であり、現在でも久御山町東一口・西一口としてその地名を残している。中世にあっては、芋洗は宇治川・木津川・桂川が流入する巨椋池付近に位置し、漁場として知られるとともに、交通上も重要な位置を占める場所でもあった。<sup>(27)</sup> 正和四年（一三一五）の「兵庫閼悪党交名注進状」において、一口の孫太郎なる悪党が、淀・垂水などの淀川流域及び尼崎・西宮といった瀬戸内海沿岸地域の悪党とともに、兵庫閼の襲撃に加わったことがわかっている。<sup>(28)</sup> 芋洗産の魚が西園寺家にあがっていたということは、西園寺家がこのような地理的な要衝を押さえていたことを意味するものと思われる。『実隆公記』にも、漁獲地の特定はなされていないものの、川魚が三条西家へ進納されていたことが諸所に見える。すなわち、明応四年（一四九五）三月五日には鯉が美豆牧より届けられた記事が見え、また、文明十三年（一四八二）正月十日にも鯉が送られている。また、長享三年（一四八九）五月十日には鯉に加えて鱸があがっている。

第七条には、茶四百五十袋を執り進めるとあるが、これは当時、美豆牧付近で良茶が生産されていたことを示すものである。『実隆公記』によれば、明応五年（一四九六）三月二十一日には、代官の中村宮千世丸が茶二十袋とあわせて、一斤半入れの懸茶十四袋（もとは二十四袋）を三条西家へ納めている。茶二十袋のうちわけは、十袋をそれ

ぞれ三条西家と雑掌に代官自ら進上するのが嘉例とされていた。<sup>(29)</sup> 西園寺家に比べ分量は少ないものの、ともに、茶が代官からの進物となっていることに共通性がある。

最後の第八条の「八朔御要御馬代」は、八朔の贈答品としての馬代を意味するものであろう。<sup>(30)</sup> 贈答品としての馬が牧より送られるのではなく、代官の方で馬代を送進することとなり、本来、馬の飼養地であるはずの牧がその機能を失い、他の莊園同様、収益の対象としての所領として扱えられていたことを示すものであろう。

一方、『実隆公記』によれば、三条西家領美豆牧では、この他、白瓜（明応六年五月十六日条）をはじめとした種々の野菜や葦（明応五年十一月二十七日条）、及び別納と称される少額の銭納もあつたとされるが、代官の負担内容において西園寺家領美豆牧と類似したものが分かる。<sup>(31)</sup>

## 六 むすび

西園寺家領美豆牧では、寛正六年の時点で、室町幕府奉行人飯尾氏の内者河瀬氏と思われる人物により代官職が請負われた。請負額の三百貫文は同時代の他の公家領に比しても大きく、西園寺家はある程度安定した所領経営をしていたのではないかと思われる。西園寺家と三条西家は同じ地域の領地をそれぞれ、三分の二と三分の一の割合で領有しており、美豆牧については、西園寺家と三条西家との代官の負担内容及び慣習に時代的な隔たりはあるものの、類似点が多い。西園寺家と三条西家との所領の領有形態をめぐっては諸説があるが、<sup>(32)</sup> ここでは、西園寺家の領有形態を三条西家が模倣したことがうかがわれる一方、同じ地域を分割して領有するという経営形態が、代官の負担内容及び慣

習の類似となって現れてくるのではないかとの指摘にとどめたい。

本稿では、永享年間より、寛正六年に至る美豆牧の実態について、西園寺家の記録を中心に、三条西家の史料も参照しつつ述べてきた。美豆牧については、天正年間にもその名が見えるところであり、時代的により長期間にわたって考察する必要があるだろう。あわせて、美豆牧周辺の他の西園寺家領についても、今後、美豆牧との関連性において考えていきたいと思う。

註

(1) 美豆牧については、これまで、芳賀幸四郎氏が、「中世末期における三条西家の経済的基盤とその崩壊」(『日本学士院紀要』一三一―一、昭和三〇年、のちに芳賀幸四郎歴史論集Ⅳ『中世文化とその基盤』思文閣、昭和五六年所収)において、三条西家の中世末期における経済的基盤という観点から言及している。また、乾奈保子・小野博司両氏による、室町後期における三条西家の領主権についての考察(乾奈保子「室町後期公家経済の一考察」『年報中世史研究』五、昭和五五年・小野博司「室町後期における三条西家領の伝領と支配」『法政史学』三五、昭和五八年)の中でも触れられている。以上は、三条西家領の美豆牧に主眼を置いており、その関連において西園寺家領にも触れているものである。一方、

網野善彦氏による、河海の交通の観点から西園寺家の所領のあり方についての論考(「西園寺家とその所領」『国史学』一四六、平成四年)は、西園寺家領に焦点を絞り、西園寺家領としての美豆牧を取り上げている。なお、『久御山町史』一(京都府久御山町、昭和六一年)にも三条西家領としての美豆牧に関する記述は多い。三条西家については、芳賀幸四郎『三条西実隆』(吉川弘文館、昭和三五年)、末柄豊『実隆公記』と文書(「五味文彦編『日記に中世を読む』吉川弘文館、平成一〇年所収)を参照のこと。

(2) 『久御山町史』一、一六一頁。

(3) 木村真美子「中世の院御厩司について―西園寺家所蔵『御厩司次第』を手がかりに―」(本誌収載)。

(4) 宮内庁書陵部所蔵「西園寺家古文書」(谷函、四一

○号)。

(5) 小野博司氏前掲論文。

なお、宮内庁書陵部所蔵三条西実隆写『除目部類』一冊(四一五函、二八二号)の紙背文書に次のような陳状の草案がある。

侍従大納言家雜掌謹支言上

京極家跡所々■分

西園寺家領三分一事

右子細者、京極家公兼実種等卿兩代已帶公驗別相伝之

地也、而今家督之割分他人知行無其謂之由、西園寺被

訴申之条、家雜掌濫吹之至甚不可然矣、於勝定院殿御成敗

者、実種卿応永廿八年依勅勅止出仕之間、一端被返之儀

不能左右歟、雖然■称光院崩御之後、彼卿出仕拜

趨之間、時賜更令安堵之處、御判其身無幾程其又違時宜之

間、依為闕所故入道内大臣家令拜領之者也、■爰

京極一流已断絶之上者、件三分一之本主■者、

此  
為当家之条無異論哉、

これは、侍従大納言(三条西実隆)の雜掌が、西園寺京極家跡地について、これまでのいきさつを記した上で、三条西家が京極家同様、三分の一を領有することが当然である旨述べたものである。ここには、京極実種が応永二十八年に称光天皇の勅勤を蒙り、出仕を止められたので、將軍義持により所領が没収され、それが、称光院崩御後に実種が出仕した折りに再び安堵されたものの、その領地も再度没収され、故入道内府、すなわち、実隆の父公保に伝領されたことが明記されている。これにより、京極家跡地を三条西家が引き継いだことが明らかである。ちなみに、小野博司氏は、前掲論文において、京極実種の所領↓没収↓三条西公保へ伝領との指摘をしているが、この史料は、その裏付けとなろう。なお、この草案については、記された時期が明記されていないが、明応四年から翌五年にかけて淀魚市得分の配分比率をめぐる、西園寺家と三条西家との間で激しい争いがおこり、五年四月に、西園寺家が三分の二、三条西家が残りの三分の一を取得する旨の後土御門天皇の諭旨が発せられたことにより落着いたことと関係があるろう(芳賀氏前掲論文)。

- (6) 「公名公記」嘉吉元年八月三日条。  
 (7) 同 嘉吉元年八月二四日条。  
 (8) 同 嘉吉二年七月二〇日条。  
 (9) 同 嘉吉三年六月一日条。  
 (10) 『看聞日記』永享八年八月二一日条。  
 (11) 『看聞日記』嘉吉元年六月二四日条。  
 (12) 『奈良市史』通史二、(奈良市、平成五年)第五章。  
 (13) 『日本歴史』一三、昭和十三年。  
 (14) 「管見記」六三、「長祿四年給分請取状」。なお、「管見記」の中には、外題が誤まっているものがあり、本稿での史料名は『国史大辞典』三、「管見記一覽」の表記に依る。  
 (15) 学習院大学史料館『朝廷儀式と公家の生活』(学習院大学史料館、平成一〇年)三七頁。  
 (16) 『菅浦文書』上、六三六号。  
 (17) 田中克行『中世の惣村と文書』(山川出版社、平成一〇年)。  
 (18) 新田英治『室町時代の公家領における代官請負に関する一考察』(宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』中世編、吉川弘文館、昭和四二年)。  
 (19) 河瀬については、『看聞日記』永享八年十一月二十

一日条に、伏見宮家の魚公事代官である平田が無沙汰であったため改易され、「河瀬と云物」が替わって「魚公事代官」を請負ったことが見えており、また、同九年九月六日条にも河瀬の名が「当(魚公事)代官河瀬」と見える。魚公事とは、昆布・干鮭公事のこと、常磐井宮直明親王の所領であったものを将軍義教が削り、永享八年五月に貞成親王に寄せたものである(新城常三『中世水運史の研究』塙書房、平成六年、九七二―九七三頁)。すなわち、河瀬は金融関係に携わっていた人物と思われ、勢力伸長の過程で伏見宮家に接近し、代官を請負うにいたったものであろう。

一方、文安四年、摂津川辺郡北部(現在の兵庫県川西市付近)の守護、京極祐繁の守護代に「河瀬信秀」なる人物が任ぜられており、今谷明氏は河瀬氏が京極氏の本拠近江国犬上郡の国人である点に注目し、京極氏の被官人と推定している(『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、昭和六一年、二六二頁)。すなわち、近江の国人で京極氏の被官であった河瀬氏は、応永元年より文安四年にわたり、京極氏が摂津の川辺郡北部の守護となっていた間に、守護代として摂津の北東部に支配を浸透させたと思われるが、河瀬清貞もその一族で、摂津の北東

部に勢力を持ち、美豆牧の代官職を請負うに至った可能性もあろう。

(20) 『壬生家文書』三二七八五号、寛正二年二月二十九日付「馬越元親請文」には、主殿寮領安芸国入江保の預所職を請負った「馬越左京亮元親」と並び、「請人逸見弾正忠繁種、同 宝珠庵心慶」の名が並記されている。このことから、請文に複数の人名が並記されている場合、請負人に加え、請人も記される可能性があったように思われる。

(21) 例えば、九条家領摂津国輪田荘西方では、文安元年に、長塩備前入道宗永が百貫文で代官職を請負っている(『九条家文書』二一三五七号)。さらに、山科家領では、もっとも知行状態が良い所領の一つといわれる播磨国下揖保荘では、長祿四年の代官職請文で百貫文が京着となっている(菅原正子『中世公家の経済と文化』吉川弘文館、平成一〇年、七八頁他・奥野高広『皇室御経済史の研究』正編、国書刊行会、昭和五七年、一五五頁)。また、同家領備前国居都荘では、明応二年の浦上基久代官職請文に上下村分の京着九十貫文とある(『言国卿記』四、明応二年十月十五日条)。

一方、主殿寮領安芸国入江保では、嘉吉二年に武田信

賢が領家職の年貢京着九十貫文を請負っている(『壬生家文書』三二七四一号)。

(22) 小野晃嗣『日本中世商業史の研究』(法政大学出版局、平成元年)二二四頁。初出は「卸売市場としての淀魚市の発達」上下『歴史地理』六五・五・六、昭和一〇年)。

(23) 『石清水文書』六一四〇七号。

(24) 「管見記」八一「御隨身等下行関係文書」。

(25) 芳賀氏前掲論文。

(26) 伝馬については、新城常三氏が『戦国時代の交通』(畝傍書房、昭和一八年)で、中世における伝馬の語義は、通送の意義は失い、単なる輸送馬、乗馬と同義である旨述べている。これに対して、今谷明氏は、同氏前掲書第九章において、興福寺を例に、「領民が年貢を運搬したり、民間において乗用に利する馬匹は伝馬とは称せられず、おおむね門跡および縁故者の上落・旅行用の馬、興福寺大和一国支配遂行上必要なる公用馬、以上の馬であって領内から経済外的強制によって徴発された馬匹のみを「伝馬」と称した。」と述べている。

(27) 林正次郎「中近世(文祿三年以前)における淀(巨椋池を含む)周辺の交通路」『歴史地理学』一二七、昭

和五九年)。

(28) 『兵庫県史』史料編中世五、(兵庫県、平成二年)五三七頁。

(29) 芳賀氏前掲論文。また、公家領の代官が茶を進めた例としては、近衛家領信楽荘において、仁木左京大夫政長が代官職に還補されるにあたり、茶二百袋を近衛家に進めたことが知られる(中世公家日記研究会編『戦国期公家社会の諸様相』和泉書院、平成三年、七四頁)。

(30) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、昭和六〇年)一一四頁。

(31) 「公名公記」では、嘉吉二年正月二十三日条から「美豆御牧三ヶ寺僧入来謁之毎年之儀也」とあるように寺僧が毎年挨拶に来るのが恒例であり、また、翌嘉吉三年正月二十三日条に「美豆御牧花台寺・観音寺・念仏寺等住持入来、令相看」とあり、三ヶ寺が花台寺、観音寺そして念仏寺であったことがわかる。これらの寺は、『山城名勝誌』に、「三牧三箇寺」としてその名が見え、花台寺は、美豆郷では最大の規模を誇り、大島村(現在の中島)にあり、観音寺は坊之池村に、念仏寺は、はっきりしないものの、藤和田村にあったとされている。これらの寺はいずれも、現在の久御山町内に位置している(久

御山町史』一、第四章及び日本歴史地名大系『京都府の地名』平凡社、昭和五六年、一九四頁)。

一方、三条西家領美豆牧では、長享三年正月十九日条に、美豆御牧三ヶ寺として、観音寺、善福寺、念仏寺の住持が年賀の礼に近年来なくなった旨記されている。このうち、観音寺・念仏寺は西園寺家の場合と共通しているが、善福寺については、花台寺とは場所的にも離れた現在の京都市伏見区深草瓦町にある善福寺付近に比定できると思われる(日本歴史地名大系『京都市の地名』平凡社、昭和五四年、四一五頁)。なぜ「三ヶ寺」のうちの一寺が、西園寺家と三条西家で異なっていたかについては、時代が隔たっていることから、寺の衰亡も考える必要があるが、今のところ不明である。しかし、いずれにせよ、三ヶ寺の住持があいさつに訪れていた点において、三条西家も西園寺家と同様である。

(32) 西園寺家、三条西家の所領の領有形態については、小野晃嗣、乾氏が「共同領」という言葉を用いたのに対し、芳賀氏、小野博司氏はそれぞれ前掲論文において「共有領」を使用している。また、乾氏が西園寺家と三条西家の「共同領」は領主相互の協力や共存のためのものであったと述べたのに対し、小野博司氏は、両者に共

存のための協力体制はなかったとしている。

(33) 永祿七年には、安禪寺殿が幕府より美豆牧の下司職を安堵されている（『京都御所東山御文庫記録』『室町幕

府文書集成 奉行人奉書篇』下、三九二三号）。また、

天正十五年の安禪寺殿知行分目録に「三十石 美豆牧」  
（『言経卿記』二、天正十五年一〇月一七日条）と見える。

本稿の作成にあたり、ご指導いただいた新田英治先生、史料館特別研究員の木村真美子氏、史料の閲覧にあたり、お世話になった宮内庁書陵部の八嶋正治・小森正明両氏に記して感謝の意を表する。